

平成二十年六月四日

青森県教育委員会第七百十三回定例会

期 日 平成二十年六月四日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号	議案に対する意見について	1
議案第二号	平成二十一年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針について	7
議案第三号	平成二十一年度青森県立中学校入学者選抜基本方針について	9
議案第四号	青森県スポーツ振興審議会委員の人事について	10

三 その他

職員の懲戒処分について	12
-------------	----

四 閉 会

議案第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記の議案について、原案に同意する。

記

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する

条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十年 月 日提出

青森県知事

三村 申 吾

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の懲戒の手続及び効果に関する

条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)

の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律

第九十九号)第一条に規定する公庫その他」を削る。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月青森県条例第五

十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第

一条に規定する公庫その他」及び「法人とする」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

国民生活金融公庫等の解散に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

(年次休暇)

第十二条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一・二 略

三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける職員、職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第十条に規定する特定法人に使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

2  
略

(年次休暇)

第十二条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一・二 略

三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受ける職員、職員以外の地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第十条に規定する特定法人に使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

2  
略

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

| 新<br>条<br>文                                                                                                | 旧<br>条<br>文                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)<br/>                 第二条 地方公務員法第二十九条第二項に規定する条例で定める法人は、人事委員会規則で定める。</p> | <p>(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)<br/>                 第二条 地方公務員法第二十九条第二項に規定する条例で定める法人は、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第十九号)第一条に規定する公庫その他人事委員会規則で定める法人とする。</p> |

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十年 月 日提出

青森県知事 三村 申吾

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条例第一号）の一部を

次のように改正する。

第五条第一号中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。



提案理由

独立行政法人国際協力機構法の改正に伴う所要の整理を行うため提案するものであ

る。

職員の自己啓発等休業に関する条例 新旧対照表

| 新 条 文                                                                                                                                                                                                                               | 旧 条 文                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(奉仕活動)<br/>           第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。<br/>           一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）<br/>           二 略</p> | <p>(奉仕活動)<br/>           第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。<br/>           一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）<br/>           二 略</p> |



議案第二号

平成二十一年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十一年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十一年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

- (一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。
- (二) 前期選抜は、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）及び青森県教育委員会が実施する学力検査の

成績等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。ただし、学力検査は実施しないものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間で第二志望を認める。

(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜を受検できない。

(六) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。

この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 学力検査は、次のとおりとする。

(一) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第三号

平成二十一年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十一年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十一年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身につけた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。

三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第四号

青森県スポーツ振興審議会委員の人事について  
青森県スポーツ振興審議会委員の人事を次のとおり行う。

|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |    |   |
|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|----|---|
| 大 | 相 | 藤 | 川 | 豊  | 村 | 長 | 角 | 木 | 木 | 内  | 長 |
| 澤 | 坂 | 森 | 島 | 山  | 上 | 崎 | 田 | 村 | 村 | 海  | 内 |
| 陽 | 一 |   | 信 | ます | 信 | 昭 | 詮 | 隆 | 徳 | よし | 昭 |
| 子 | 則 | 俊 | 二 | 子  | 子 | 義 | 郎 | 文 | 栄 | 江  | 子 |

青森県スポーツ振興審議会委員に任命する

任期は平成二十年七月六日から

平成二十二年七月五日までとする

平成二十年七月六日

青森県教育委員会

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 戸 | 森 | 蝦 | 須 |
| 塚 | 林 | 名 | 藤 |
|   | 武 | 文 | 文 |
| 学 | 美 | 昭 | 春 |

[その他]

職 員 の 懲 戒 処 分 の 状 況  
平成20年6月(5月1日～5月31日分)

青森県教育委員会

- 事案1
- ①被処分者 上北地域の高等学校 教諭(41歳、男性)
  - ②事件の概要等 人身事故(治療期間が15日未満)
    - ・平成20年4月9日(水)午後3時0分頃
    - ・十和田市内の国道
    - ・自動車を運転中、ガソリンスタンドから道路に出る際、前方不注意により、信号で停止中の自動車に追突。
    - ・事故の相手方(男性1名 約2週間の加療)
  - ③処分内容 戒告
  - ④処分年月日 平成20年5月23日
  - ⑤その他 平成18年8月1日及び平成19年7月18日に速度超過をしていることから、量定を加重。